

運営・維持管理検討分科会 検討結果

(1) 今年度の検討方針

「施設のPR・情報発信」では、構成自治体の施設情報やイベントを広く周知するための手法について検討を行う。	「施設運営・維持管理における情報共有」では、構成自治体で作成している各種マニュアル等について情報共有を図る。	「施設運営・維持管理における課題検討」では、昨年の事前調査結果の課題等について、解決に向けた検討を行う。	「国や関係機関への要望書」では、要望事項を纏めた要望書（案）の作成を目指す
--	--	--	---------------------------------------

(2) 今年度の検討項目

「施設のPR・情報発信」として、構成自治体の施設・イベント情報等について協議会ホームページのほかInstagram等のSNSを活用した情報発信について検討する。	①構成自治体で作成済の安全・事故防止マニュアルについて情報共有を図る。 ②各施設で発生した実際の事故・トラブルについて情報収集し、共有を図る。 ③WSJ（ワールドスケートジャパン）様から総会で提案された「マナーとルールの一統化」を検討する。	昨年の事前調査結果の課題などについて、課題ごとの解決に向けた意見交換等を行い、今後、国や関係機関への要望書提出に向けた課題等の整理を行う。	要望事項を整理し、要望内容の検討を行う。
--	--	---	----------------------

(3) 検討結果

①協議会のHP（開設済） 総会等の開催状況、構成自治体の施設紹介 ②SNSでの情報発信 Instagramを活用し、構成自治体の情報発信を行うことで、施設の認知拡大、集客化を図る（協議会のアカウントを作成、構成自治体Instagramとの連携、アップするイベント情報や施設のPRなどの運用方法について今後検討する。）	①マニュアル等の共有化済 ②今年度中に調査し情報共有予定 ③屋内・屋外・有人・無人など様々な運営形態があり、また、利用団体等と協議し実情に合わせてルールを決めているパークもあることから、一律したルールの一統化は困難。WSJ提案を参考に、それぞれの施設において適切なルール等の運用を行う。	別紙「検討課題一覧（施設運営・維持管理検討分科会）」のとおり	①マナーに関する要望 滑走禁止区域（公道、公園等）でのスケートボードの滑走により、公共施設の破損・汚損が問題となっていることから、国・中央競技団体においてもスケーターのマナー向上に資する啓発活動を行っていただくよう要望します。 ②東京2020オリンピック競技大会以降、競技人口が増加傾向にあるスケードボード施設の多くは屋外に設置され、天候の影響等の外的要因により経年劣化が早く、安全で安定した施設運営に支障をきたしていることから、施設の補修、修繕、改修等に対して財政支援を講じることを要望します。
---	---	--------------------------------	--

普及推進・地域振興検討分科会 検討結果

(1) 今年度検討方針		
普及推進及び地域振興に向けた構成自治体等での取り組みについて、情報収集・共有を図るほか、施設相互の連携に向けた取り組みについて検討を行う		
(2) 今年度検討項目		
各自治体の取組等についての情報共有を図る	施設相互の連携に向けた取組みの検討（どのような展開が考えられるか）	各種取組みに向けた国等への要望事項を整理
(3) 検討結果		
別紙「資料①各種取り組み状況一覧表（普及推進・地域振興検討分科会）」参照	下記の①と②に関しては比較的手軽に取り組みやすいことから、令和6年度に実施できるように検討を進めていきます。また、③、④に関しては施設間の連携や金銭的な面も関わってくるため、令和7年度以降の実施に向け、具体的にどのような開催ができるのか検討していきます。 ※詳細については別紙「資料②検討結果資料」参照 ①各自治体施設のパンフレットを各施設に掲示する ②各施設の紹介を目的とした地元スケーターなどが滑る動画を各施設で撮影し、数珠繋ぎのPR動画を作成しSNS（インスタグラム）に投稿する ③各施設で地元スケーターがトリックを決めた動画をSNS（インスタグラム）に投稿し、審査員が動画を見て順位をつけるオンライン大会の開催を検討する ④全国での施設間交流イベント、大会等の開催を検討する	上記検討結果より、次の2点を要望事項（案）として提言・要望します。 ※詳細については別紙「資料②検討結果資料」参照 1. 大会やイベント開催に関する提言・要望 各自治体の実施するイベントや大会等の開催を促進するため、開催に係る補助金等の財政支援やイベント、教室時の指導者やゲストスケーターの仲介等の支援措置を講じることを提言・要望します 2. 施設のメンテナンス費用に関する提言 老朽化したセクションや滑走面の修繕、整備に対し幅広く活用できるハード面を支援するため、財政支援を講じることを提言・要望します

全国スケートボード施設連絡協議会 インスタグラム運用方針

1 目的

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）であるインスタグラムを活用し、全国スケートボード施設連絡協議会（以下、「協議会」とする。）構成自治体のスケートボード施設にかかる情報や大会、イベントなどの情報を発信するとともに、スケートボードの発展とイメージアップを図ることを目的に運用します。

2 アカウント情報

- (1) アカウント名：全国スケートボード施設連絡協議会
- (2) ユーザー名：skateboard_council_national
- (3) URL：http://www.instagram.com/skateboard_council_national/

3 運用管理者及び運用者

運用管理者は事務局所管課長とし、運用者は事務局職員とします。

4 運用時間

運用時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。ただし、運用管理者が必要と認める場合はこの限りではありません。

5 発信情報

- (1) 構成自治体のスケートボード施設の普段の様子や PR 情報、トピックなど
- (2) スケートボードの大会やイベント情報
- (3) 全国スケートボード施設連絡協議会にかかるお知らせ
- (4) スケートボードに関する情報
- (5) その他、協議会において必要と認める情報

6 運用ルール等

- (1) 本アカウントへのコメント等を行うことができますが、原則として個別対応はしません。
- (2) 構成自治体の既存インスタグラムのプロフィール欄で、協議会のアカウントを設定（共有）することとします。
- (3) 本アカウントは構成自治体のインスタグラムアカウントのみフォローを行います。
- (4) 協議会が指定するハッシュタグを付けた投稿については、必要に応じてシェアを行うことがあります。

7 禁止事項

本アカウントに関して、下記の事項に該当する場合、投稿者に断りなく投稿を削除、アカウントのブロック等を行う場合があります。

- (1) 特定の個人や企業、団体、国、及び地域を誹謗中傷するもの

- (2) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (3) 他の利用者または第三者になりすますもの
- (4) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他の営利を目的としたもの
- (6) 政治、宗教活動を目的としたもの
- (7) 協議会または第三者の知的財産権を侵害する、または侵害する恐れのあるもの
- (8) 法律、法令等に違反する内容、または違反する恐れのあるもの
- (9) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (10) 本人の許諾なく個人を特定・開示・漏えいするなどプライバシーを侵害するもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) Instagram 利用規約に反するもの
- (13) その他、運用管理者が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

8 知的財産権

本アカウントから発信する個々の情報（画像や動画等）に関する知的財産権は、原作者に帰属します。また、本アカウントから発信する内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製や転用をすることはできません。

9 免責事項

- (1) 協議会は、本アカウントの情報については細心の注意を払っていますが、情報の正確性、完全性、有用性等を保証する義務を負いません。
- (2) 協議会は、利用者が本アカウントの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 協議会は、利用者間または利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (4) 協議会は、上記の他、本アカウントに関連する事項に生じた損害について、一切の責任を負いません。
- (5) コメント等の投稿や協議会が指定するハッシュタグを付けて投稿された情報に係る著作権等は、利用者が協議会に対し無償で使用する権利を許諾し、かつ、著作権等を行使しないことに同意したものとします。
- (6) 協議会は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し、または運用を中止する場合があります。

10 個人情報の取り扱い

掲載する情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に取り扱うものとします。また、個人情報を収集する際は目的を明示し、利用目的の範囲内のみ利用します。

11 問い合わせ

〒958-0037 新潟県村上市瀬波温泉三丁目 2 番 22 号（村上市スケートパーク）

全国スケートボード施設連絡協議会事務局

電話 0254-53-8802

FAX0254-53-8803

e-mail sports-s@city.murakami.lg.jp

附 則

この運用方針は、令和 6 年 4 月 1 日から適用します。